



令和5年度（令和4年分相当分）

特定配当等・特定株式等譲渡所得金額申告書
（市民税・都民税申告書）

申告する年度と年分を記入してください。

納税義務者

1月1日の住所	清瀬市 中里 5-842		
現住所	<input checked="" type="checkbox"/> 同上 <input type="checkbox"/> 右記住所〔 〕		
ふりがな	きよせ たろう	電話番号	042 - 492 - 5111
氏名	清瀬 太郎	生年月日	大昭 55年10月5日 平・令

！ 注意事項 ！（必ずご確認ください）

- 「確定申告書(控)の写し」を添付してください。
- 「特定口座年間取引報告書等の写し」を添付してください。写しの添付がない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税する場合があります。税務署へ提出済みの場合は、その旨を余白にご記入ください。
- 住民税に係る納税通知書が送達される時までにご提出ください。（納税通知書送達以後は適用できません）
- 源泉徴収されない特定口座（簡易申告口座および大口株主分）および一般口座での取引に係る所得を申告不要とすることはできませんので、下記（1）（2）に記入しない
- 同一の源泉徴収口座内で譲渡損失と上場株式等の配当等所得がある場合のみを申告不要とすることはできません。

確定申告をした（又はこれからする予定の）内容を記入してください。

(1) 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得 (損益通算前*)

(1) 確定申告した(予定含む)上場株式等の所得 (損益通算前*)			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	配当割額 円
	分離課税分	100,000 円	配当割額 5,000 円
上場株式等の譲渡所得等		700,000 円	株式等譲渡所得割額 35,000 円

※各所得は損益通算前の額をご記入ください。源泉徴収口座内で損益通算している場合の住民税の源泉徴収税額は、配当割額の納付税額を記入してください。

(2) 住民税での課税方式 申告する番号に○をつけてください。

(1)の申告内容を「住民税では申告しない」場合は1 「申告内容を変更する」場合は2 を選んでください。

- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では総合課税で申告する。
※申告不要を選択された場合は、配当割額・株式譲渡所得割額の控除の適用はありません。
- 上記の確定申告した(予定含む)上場株式等の所得について、住民税では下記の所得とします。
（「確定申告で分離課税した配当所得を住民税では総合課税で申告する」場合等に使用します。）

(2) 住民税での課税方式			住民税の源泉徴収税額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	100,000 円	配当割額 5,000 円
	分離課税分	円	配当割額 円
上場株式等の譲渡所得等		0 円	株式等譲渡所得割額 0 円

(職員記入欄)

- 伝言板入力
- 扶養主 合計所得確認
- 被扶養・配特確認

住民税で選択する申告方式の該当箇所全てに記入し、申告不要とする項目には「0」を記入してください。
※上記の例では、譲渡を申告不要にして、配当を総合課税に変更した場合の記載方法です。

受付	入力	確認